

無形文化遺産分類にみられる差異 —中国と日本の比較を中心に—



白松 強 (中山大學)

はじめに

無形文化遺産とは、民俗文化財、フォークロア、口承伝統などの無形の文化遺産を指す。2003年の第32回ユネスコ総会で採択された『無形文化遺産保護条約』の第2条では、「無形文化遺産とは、慣習、描写、表現、知識及び技術並びにそれらに関連する器具、物品、加工品及び文化的空間であって、社会、集団及び場合によっては個人が自己の文化遺産の一部として認めるものをいう」と定義している。特に中国と日本は「一衣帯水」の隣国で、ともに東アジアに属しており、両国の伝統文化に共通のものが多いということは、理解に難くない。しかし、それぞれの社会環境や歴史的境遇が異なることから、両国の文化を反映した差異もみられる。とりわけ、無形文化遺産の分類に関しては差異も多い。そこで、中日における無形文化遺産の分類について述べてみたい。

I 中国の無形文化遺産についての分類

(1) 無形文化遺産についての定義

中国では、文化遺産と自然遺産は有形的、物質的であるとされるのに対して、無形文化遺産は非物質文化遺産と称されている。世界遺産は建造物など形があり、動かないものであるのに対し、無形文化遺産は形にならない人間が持つ知恵や習慣などを指す。中国は国際条約の概念に照らして、次のように定義づけをした。無形文化遺産は、人びとの慣習・描写・表現・知識及び技術並びにそれらに関連する器具、物品、加工品及び文化的空間のことを言う。つまり、無形文化遺産とは、各民族が代々伝承し、一般庶民の生活と密接にかかわっている各種伝統文化の表現形式、「例えば民俗活動、演技芸術、伝統知識と技能、及びそれと関連する器具、実物、手作業製品等」と文化空間のことで、それには口承伝承・文化キャリアとしての言語、伝統演技芸術、民俗活動・儀礼・節句、自然界と宇宙に関する民間伝統知識と実践、伝統工芸技能及びこれらの表現形式とかわる文化空間が含まれている。

(2) 無形文化遺産についての分類

無形文化遺産については2008年現在「非物質文化遺産保護法」が立法過程にあるが、中国の無形文化遺産といっても幅広いため、これに先立って2006年6月に国務院が、ユネスコ総会で採択された「無形文化遺産保護条約」という法律や中国の実情に基づいて、第一回の「国家級非物質文化遺産」のリストとして518項目を公表している。リストでは、無形文化遺産を民間伝承、民間音楽、民間舞踊、伝統芝居、寄席演芸、曲芸・競技、民間美術、伝統手工芸、伝統医薬、民俗等の十種類のものに分けている。また、中には春節などの年中行事、梁祝などの伝承や説話、京劇や昆曲などの伝統芸能・伝統音楽のほか、太極拳や鍼灸も含まれている。

II 日本の無形文化遺産についての分類

(1) 無形文化遺産についての定義

日本の「文化財保護法」は1950(昭和25)年8月29日に施行された。この法律の第四章では、無形文化遺産保護に関する制度も完備された。無形文化遺産保護に関する制度の本源に溯ると、前身である1919(大正8)年に公布された「史蹟名勝天然記念物保存法」、1929(昭和4)年に公布された「国宝保存法」制定、及び1933(昭和8)年に公布された「重要美術品等の保存に関する法律」の中では、無形文化遺産保護に関する制度がすでに含まれている。日本の文化財保護法第2条第1項第2号では、演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で、日本国にとって歴史上又は芸術上価値の高いものを、「無形文化財」と定義している。地方公共団体の文化財保護条例等においても同様に、文化財の種類の一つとして「無形文化財」を規定している場合がある。文化財保護法によると、日本では、文化財を有形文化財・無形文化財・民俗文化財(有形民俗文化財と無形民俗文化財)・記念物・伝統的建造物群の五つに分類している。日本の分類から見れば、中国の無形文化遺産は日本の「無形文化財」と「無形民俗文化財」を統合したものと考えられる。



(2) 無形文化遺産についての分類

日本では、まず無形文化遺産を無形文化財と無形民俗文化財の二つの種類に分け、その上で、無形文化財を芸能や工芸技術に分けている。そのうち、芸能は雅楽、文楽、歌舞伎、組踊、音楽、舞踊、演芸などの種類を含めており、工芸技術は陶芸、染織、漆芸、金工、木竹工、人形、手漉和紙などを含めている。無形民俗文化財は、主に衣食住・生業・信仰・年中行事などに関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術を含めている。

おわりに

中国と日本を比較すると、それぞれの無形文化遺産に含まれる内容が異なるということは、疑問の余地がない。両国の実情が異なるため、当然といえよう。日本の無形文化遺産の種類は中国ほど多くないが、日本の分類は中国よりも詳しいと思われる。日本は1950年に「文化財保護法」を制定し、他国に先駆けて無形文化遺産保護に取り組んできている。日本はその豊富な知見を活かし、

中国を援助するとともに、文化面においてはユネスコと連携し、世界の有形・無形の文化遺産の保存修復、振興及び人材育成の分野での支援を日本の協力の柱としている。日本の恩恵に浴して、現在、中国は日本から、日本の無形文化遺産保護の先進的な理念、理論、基準、方法及び技術などを大いに学ぶ価値がある。



2001年ユネスコの無形遺産傑作リストに登録された日本能楽



2001年ユネスコの無形遺産傑作リストに登録された中国崑曲



研究発表 (2月24日)



白さん・Parkさん送別会